

平成 20 年 1 月 16 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

社団法人信託協会 年金専門委員会
会長会社 みずほ信託銀行株式会社

企業年金制度における分割および権利義務移転承継時の資産の帰属について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

さて、今般、企業グループにおける更なる連結経営の強化から、企業グループの企業年金制度を統合して一体運営するニーズがますます高まっております。背景といたしましては、企業年金制度に対する制度運営・資産運用の効率化およびガバナンス強化等のニーズがあります。さらに、平成 24 年 3 月末に廃止期限が到来する適格退職年金制度の円滑な移行の選択肢の一つとして、複数事業主による企業年金制度が検討されているところです。

一方、近年、企業による合併買収等の事業再編が増加しており、企業年金制度におきましても合併、分割および権利義務移転承継が増加しています。このような状況下におきまして、複数事業主により共同運営される企業年金制度の円滑な運営を図るためにも、別添資料のとおり、企業年金制度における分割および権利義務移転承継時の帰属資産の算定方法として、「個別資産管理方法」を、合理的な方法の一つとして明確にして頂きたく、お願い申し上げます。

私ども信託協会といたしましても、今後引き続き、企業年金制度の発展と円滑な運営に寄与すべく、受託機関としての役割を全うして参る所存でございます。なお、平成 19 年 1 月に企業年金制度の更なる普及・拡充を図るべく、提出させて頂きました「確定給付企業年金に係る制度改革要望」と併せて、本件につきましても、何卒ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

企業年金制度における分割および権利義務移転承継時の帰属資産の算定方法について

1. 共同運営の企業年金制度について

共同運営される企業年金制度については、つぎの理由から一層の発展が期待される。

- (1) 企業年金制度における制度運営・資産運用の効率化およびガバナンスの強化に加えて、実施事業所の経営破綻時において、リスク分担が図れる等受給権保護の強化にも資することになる。
- (2) 企業経営は、連結経営が基本となっており、人事制度においても有機的な連携を強化することが重要となっている。このことから企業年金制度においても、プラットフォームの設定等、人的な交流の円滑化を図るため、グループ共通で企業年金制度を設立する必要が高まっている。
- (3) 現状、適格退職年金が平成24年3月末で廃止される中、未だ多くの適格退職年金制度が存在しており、今後、他の年金制度への移行が大きな課題となると考えられる。共同運営による企業年金制度は、適格退職年金制度の円滑な移行の受け皿として、その機能が大きく期待される。
- (4) また、共同運営による企業年金制度の促進を図ることは、現状の承認認可事務等の効率化、迅速化の一助になると考えられる。

2. 分割および権利義務移転承継時の帰属資産算定の基本的な考え方

- (1) 各実施事業所は、それぞれ自社の加入者等に対する企業年金制度の責務を遂行するための、一義的な責任を有しており、従って帰属資産の算出については、公正かつ公平な方法であることが望まれる。
- (2) 企業年金制度の社会的な使命から、企業年金制度の掛金はすべて損金算入されており、税務上適正な運営であることが必要である。
- (3) 企業年金制度全体の加入者等の受給権保護を阻害するものでないことが必要である。

3. 今般明確化を要望する帰属資産の算定方法について

- (1) 今般明確化を要望する「個別資産管理方法」とは、各実施事業所における掛金と給付の元本収支に、制度全体の運用収益を各実施事業所に配分して資産を算出するものである。

この方法は、上記「 2 .」の基本的な考え方に照らして、以下のとおり、合理的な方法であり、実施事業所の経営破綻時等における共済的要素を維持しつつ、各実施事業所における加入者等の年金債務をより適正に負担するものである。

(注)「個別資産管理方法」は、年金数理上は過去法の責任準備金に類似した方法と考えられる。

項目	ポイント
実施事業所における公正・公平さ	個々の加入者に対する企業年金制度の責務は一義的に各実施事業所が担うものであり、実施事業所にとって合理的な方法として納得性が高い。
税務上の適正さ	各実施事業所が損金算入した掛金および収益に基づくものであり税務上も適正な運営と考えられる。
受給権保護の問題	制度全体の運営においても、受給権保護が図られるため、問題はないと考えられる。 経営破綻時において制度全体として不足額を担保していくという合意を事前に行うことにより、受給権保護の強化を図ることができる。

(2) 現行の債務比例按分方法について

実施事業所にとっては、共同運営方式による共済制度としての意義は認めつつも、自社の従業員に対する年金債務以外の負担についての合理性・納得性が必要であると考えられる。

今後、企業による合併買収等の事業再編が増加する可能性が高い中で、別途積立金を計上している企業年金制度に新たに事業所が編入され、その後分割された場合、別途積立金の持ち出しが起きる等の問題点が発生しうる。

以上